

Handwritten notes in Japanese, including the title 'ストライキ宣言' (Strike Declaration) and various paragraphs of text.

ストライキ宣言

亀山 出づる工業所等や団

我等曰、出づる従業員ハ、時恰カモ非常時と呼バレ、攀口一致ヲ叫ハレ、加フルニ我等
自身ノ長キ失業甚ク知ル所、振ニツキ、資本家側カ行フ無慈悲ナル言行ニモ、忍ビ
得サルヲ忍ンデ来た、即ケ工場ニハ三才余名ノ従業員アリ、揮索油、其他危険物ヲ用ル
故ニ立派ニ工場法、適用ヲ受ケル工場ニモ拘ラズ、健康保険モナク、消火器ノ用意モナク
水道モナク、職場ニハ水浸リニテ排水モセズ、時間ハ、テトラメニテ、食事、休息、時、定
ノモナク、出勤時ハ三日モ遅クモ渡サス、請負加工ノ数ヲゴマカヌタメニ故意ニ傳票制ヲ行
ハズ、見習中ト称シテ、数日ヲ無給ニ働カシ、職工ノ責任ヲナク生地(質)、悪イタメニ
出ル不良品ニ對シテ薄給職工カラ罰金ヲ取リ、為メニ終日働キテ、賃金モナラザル例
ル如キ、或ハ他工場ニ働キテモ、其言ヲモツテ連レ来リ、却ツテ他工場ヨリ單價、
給料ヲ安くズル如キデアル。

然カモ此ノ工場、童僕ノ地位ニアル、佐野ハ、口家社会党系ノ全口一級産業労働組合、
組織部長ニアルタメ、職工ニ對シテハ、常ニ口家労働協カニテ説キ、其レ故ニ文句
ヲ言ハズニ働ラセ、ト言ツテ抑ヘテイル、ソシテ、若シオ前達カ争ギスナラ、オカラ組合
員ヲ勤員シテ来テ對抗スルト言ツテ抑ヘル、如フルニ彼レハ、常ニ言フ、警察ハ俺、オカラ
連絡ガアルカラ、文句言フ奴ハ警察ヘ突キ出ス、ト、幼年トセエガ主ナル職工、テアル、我等ハ
若干ノ恐怖ヲモツテ忍ビハルヲ得ナカツタ、

ダ、遂ニ忍ビ得サルコトガ生ジタ、ソレハ、我々ガ専断スル元、再語欲テアル、同僚ノ古川君ヲ
解雇レタコトダ、理由ハナイノダ、其レハ資本家側自身カ言明シテルヨウニ理由ハナイ
タ、何ントナク虫ガ好カンカラ解雇シタト言フ、後職ヲ嘆願シタトキニ、主人側ハ言フ
、私オテ誤解ニ首ニシタガ、今トナツテハ、私、オ、權威ニ関スルカラ、一タン首ニシテ者テスカラ
、手當、オテ少レ多ク出スカラ、承認シテ、吳レト言フ、即ケ、俺ハ資本家タカラソ、但ノ
我カマ、カ出来ン、様テハ、金ヲ出シテ工場ナンカヤリマセン、儲ケヨウトハ思、ハナイノデスカラ、
全口民諸君、各工場ノ従業員諸君、我々、資本家コン攀口一致ヲ破ル者、テアリ

純情ナル労働者、誠ヲ踏ミニシル者、テアル、
斯クテ我等ハ、嘆願シ、離ヤレ、ト要求シテ、容レラズ、止ムナク、別項、要求、モトニ、敢然、
延ツコトニシタ、警察ハ早ヤ我等ニ、合法的威カクセラ来シ、米リツ、アルガ、我等ハ所謂
他、煽動ニヨルナク、以上、如キ事情カラ、止ムナク延ツテ、款テアル、延ツク以上、勝ツクメニ我等ハ
必要ナル手帳ヲ、何者、前ニモ、送ハテ、アロウ、願、ハタハ、諸君、オ、交換アランコトヲ、
昭和八年二月十六日、出づる工業所等や団、向島正幸島崎五、五、五、江東二郡